

ドローン国家資格
「無人航空機操縦者技能証明」資格
取得

講座開講

二等無人航空機操縦士養成コース
受講生募集！無人航空機操縦者技能証明
取得までの流れ

無人航空機レベル4 飛行ポータルサイト

<https://www.mlit.go.jp/koku/level4/license/>

本講座を修了した場合、指定試験機関での実地試験が免除されます。

ドローンを事業等に活用するためには
ドローンの操縦や安全に関する知識・
技術が必要です。「二等無人航空機操縦士養成コース」
は、国家資格制度 無人航空機操縦者
技能証明を取得することを目的とした
プログラムです。

無人航空機操縦者技能証明とは

この制度は、無人航空
機を飛行させるのに必
要な知識及び能力を有
することを証明する制
度です。無人航空機操
縦技能証明の有効期間
は3年です。

二等資格取得でできること

無人地帯や立入管理措置
を行った場所でのカテ
ゴリーⅡ飛行が可能とな
ります。

※ 無人地帯...人がいない場所

※ 立入管理措置...人の出入りをあらかじめ制限して
人が立ち入れないようにした場所

	初学者		経験者
10月	6(火)・7(水)・8(木)・9(金)	1日目 9:00～17:40 2日目 9:00～17:10 3日目 9:00～17:00 (4日目 9:00～15:00) 限定解除ご希望の場合は 4日間となります。	26(月)・27(火)
11月	10(火)・11(水)・12(木)・13(金)		24(火)・25(水)
12月	8(火)・9(水)・10(木)・11(金)		21(月)・22(火)

※ 経験者とはJUADA操縦技能証明書を有していること、その他国土交通省のHPで掲載している講習団体等の民間技能証を有していること

お問い合わせは

0479-25-1117

銚子ドローンスクール
(株)東総コンピューターシステム千葉県銚子市双葉町3-27
<http://www.tcs-net.ne.jp>
Mail info@tcs-net.ne.jp

二等無人航空機操縦士養成コース

Second-class Unmanned Aerial Vehicle Pilot

座学では、安全に運用するための無人航空機UAS概論、法律/ルール、気象などを学び、
実技では、整備点検、手動操縦、自動航行の操縦について学びます。

定員	事前登録制 座学 定員設定なし 実技 2名
参加条件	・視力（両眼0.7以上かつ片目0.3以上：矯正可） ・聴力（聴き取りができる） ・身体（無人航空機の操縦に支障がない） ※申込時に、医師の無人航空機操縦者身体検査証明書が必要となります。
ご準備いただくもの	・本籍の記載のある住民票の写し ・写真：縦30mm×横24mm 1枚、身体検査証明書貼付用 縦44mm×横34mm 1枚

初学者	学科：10時間	➡	受講料（教材費含む） ¥275,000～	実地（限定解除） 目視外：2時間以上 夜間：1時間以上
	実地（基本） 10時間以上			
経験者	学科：4時間	➡	受講料（教材費含む） ¥92,400～	実地（限定解除） 目視外：1時間以上 夜間：1時間以上
	実地（基本） 2時間以上			

※限定解除は別途費用が加算されます。

注意事項

- ・受講時間は、希望するコースにより、前後いたします。
- ・受講者が3名以上の場合、実技のみ別に実施となります。
- ・受講申込みの際は、DIPS(国土交通省ドローン情報基盤システム)より技能証明申請者番号の取得申請を行い、入学申請書に申請者番号の記載をお願いいたします。
- ・受講料は、受講日の10日前までに銀行振込にてお願いいたします。
- ・技能証明書の取得には、受講料の他に指定試験機関での学科受験申請費用、交付申請費用等が別途かかります。
- ・実技試験に合格しない場合は、ライセンス発行に必要な証明書の発行はできません。
- ※不合格の場合は、追試試験を当社指定日に実施します。（有償）
- ・実技試験は、GPSなしによる操縦試験があります。初心者の方は事前の練習をおすすめします。（国土交通省申請レベル）
- ・天候等の影響で日程変更する場合がございます。（開催中止については、教育研修約款をご確認をお願いします）
- ・食事、交通費、宿泊費は、お客さま負担です。
- ・指定試験機関の申請等は、ご自身での手続きとなります。詳細は国土交通省ホームページをご確認ください。

お問い合わせは

0479-25-1117

銚子ドローンスクール
(株)東総コンピューターシステム

千葉県銚子市双葉町3-27
http://www.tcs-net.ne.jp
Mail info@tcs-net.ne.jp

